

株主総会資料の電子提供制度における掲載文書調査につきまして

令和元年（2019 年）会社法改正によって創設された「株主総会資料の電子提供制度」が 2022 年 9 月 1 日に施行され、2023 年 3 月以降を会日とする株主総会から本制度が利用されることになりました。

電子提供制度を利用するためには電子提供措置（会社が、インターネット上のウェブサイトに株主総会参考書類等の内容を掲載し、株主が閲覧することができる状態にすること）をとる必要があります。

電子提供措置の要件には、

- ① 期間中「継続して」行う
- ② 掲載中断時間の合計が電子提供措置期間全体の 10 分の 1 以下である
- ③ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中だけで見ても、その期間中の中断が当該期間の 10 分の 1 以下である

というものがありますが、株主総会資料の電子提供制度における掲載文書に対して、法務省に登録された電子公告調査機関が調査をすることは義務付けられてはおりません。

しかしながら、法定の電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中にサーバダウンやハッキング等による電子提供措置の中断（株主が電子提供措置事項にアクセスできなくなった場合等）があり、かつ、上記要件を満たさない場合には、招集手続に瑕疵があるとして株主総会決議の取消事由になると考えられることから、法定の電子公告調査に準じた第三者の証明を検討されるお客様からのお問い合わせを多数いただいております。

<サイバーアイ>では株主総会資料の電子提供制度における掲載文書調査にも対応いたします。

料金やお申込みの期限、調査可能な条件等につきましては、

<サイバーアイ>お問合せフォーム <https://www.318eye.jp/contacts>

よりお問い合わせください。

※お問い合わせ内容欄に「株主総会資料の電子提供制度における掲載文書調査について」とご入力ください。

尚、お受けできる調査数に上限がございますので当サービスのご利用につきましては、お早めにご検討いただけますと幸いです。

以上